

## 第2回龍姫湖利用協議会 次第

日時：令和5年1月19日(木) 10:30～  
場所：安芸太田町役場東館2階 大集会室

1. 開 会
2. 協議会会長（町長）挨拶
3. 議事
  - （1）令和4年度社会実験の報告  
（資料1）
  - （2）令和5年度事業について  
（資料2、資料3（3-1、3-2、3-3）、資料4、参考資料1、参考資料2）
4. 意見交換
5. 挨拶（温井ダム管理所長）
6. 閉 会

### 〈配布資料〉

- 資料1 令和4年度社会実験報告書
- 資料2 令和5年度事業について
- 資料3 龍姫湖周辺エリア社会実験募集要項
- 資料3-1 応募申請書
- 資料3-2 暴力団排除に関する誓約書
- 資料3-3 応募する取組みについての企画提案書
- 資料4 社会実験候補者審査票
- 参考資料1 利用エリア図
- 参考資料2 社会実験運用ルール
- 参考資料3 温井ダム入込観光客数

## 【第2回龍姫湖利用協議会出席者名簿】

令和5年1月19日開催

委員

団体等	役職名	氏名	備考
国土交通省中国地方整備局 温井ダム管理所	所長	藤井 勲	
広島県山県警察署	署長	中川 英治	
広島市安佐北消防署	署長	小田 富成	堀田 盛夫 安芸太田出張所長 (代理出席)
太田川上流漁協組合	組合長	河野 幸治	(欠席)
温井ネットワーク協議会	会長	佐々木 克己	
温井自治会	自治会長	栗栖 誠	
(一社)地域商社あきおおた	事業本部長	栗栖 修司	協議会副会長
安芸太田町	町長	橋本 博明	協議会会長

※順不同、敬称略

委員以外の出席者

団体	役職	氏名
広島県山県警察署 地域交通課	課長	田邊 源太
安芸太田町	参事	木本 英哲
安芸太田町 産業観光課	課長	菅田 裕二
安芸太田町 産業観光課	課長補佐	正木 隆
安芸太田町 産業観光課	主任主事	佐々木 晃

## 1. 社会実験の内容について

### (1) 目的

安芸太田町では、温井ダムについて観光資源としての重要性を再度位置付けるとともに、湖面利用の更なる推進を図ることによって、インフラへの理解度を高め、更なる地域活性を図ることとしている。

こうしたなかで、温井ダムや龍姫湖周辺が民間に開かれたスペースとなり、日常的に温井ダムエリアが利用され観光アクティビティ拠点として活性化していくことを目的として、民間事業者により日常的に商利用できる場かの可能性を調査する社会実験を実施した。

今回の社会実験の結果を踏まえ、実施で判明した課題を整理するなど、来年度以降の社会実験に活かし、近年での温井ダムエリア事業化に目処をつける。

### (2) 概要

実施主体	安芸太田町（龍姫湖利用協議会）
実施エリア	龍姫湖
実施期間	令和4年9月21日（水）～11月30日（水）（71日間）
実施時間	8時～17時（準備・片付け含む）
実施事業者	（株）IRMANO、（一社）地域商社あきおおた、らびっどkayakスクール、NUKUIDAMRESORT
実施内容	ウェイクサーフィン、スタンドアップパドルボート（以下SUP） カヤック、手漕ぎボート

## 2. 結果

### (1) 受入状況（対象団体報告資料より）

		ウェイクサーフィン	SUP	カヤック
利用人数	10月	14名	51名	8名
	11月	18名	54名	15名
	合計	32名	105名	23名

※手漕ぎボートは、運用上の問題から中止した。

### (2) 視察等について

- ・ 8回（衆議院議員、広島県議会議員、広島県スポーツ推進課、広島県観光連盟等）

### (3) プロモーション動画撮影について

- ・ 来年度に龍姫湖及び周辺エリアをPRする目的でプロモーション動画の撮影を実施。

#### (4) 安全管理について

##### ① 進入ゲート

- ・ 監視カメラ 2 台、立入禁止看板 1 枚を設置

ゲートの開閉を速やかに行えるよう南京錠からダイヤルキーに変更した。また、監視カメラ、ダミーの監視カメラ、立ち入り禁止看板を設置した。

設置前は、ゲート横から進入する一般の方も見受けられたが、設置以降から進入する人は見かけなかった。

山県警察署による現地視察の際に、「立入禁止看板を設置していれば、侵入者がいた場合に通報すれば、検挙の対象となる」という意見をいただいた。



##### ② ウェイクサーフィン関係の係留物（ボート、浮桟橋、カーゴ等）

大会等で事業者が不在とした場合以外は常時係留していたが、貯水池の変化などにも対応できなかったため、不測の事態は起きなかった。



##### ③ ウェイクサーフィンと SUP、カヤックの同時利用

・ スタート&ゴールのタイミングと利用エリアを分けたことで、同時利用の際に大きな問題は起きなかった。

・ ウェイクサーフィンの波を楽しんでいる SUP、カヤックの利用者もおられた。

・ カヤック利用者の上陸時、ウェイクサーフィンが起こす波の影響により、艇の中に水が入り、濡れる事例があった。

次回ではウェイクサーフィンの運転を湖面上で停止する等対応を検討する。

(5) 利用者からの声 (抜粋)

- ・子供たちが楽しかったようで、写真を見ながらまた行きたいと言っています。
- ・日常のストレスから解放される良い一日を過ごさせてくれるガイド、ロケーションが最高。お客さんが増えて予約が取れなくなるのは困るけど、オススメです。冬の雪景色も見てみたいです。
- ・子供2人の4人で参加しました。紅葉はまだ色の変り始めでしたが、風もほとんどなく暖かい日差しの中でとても素晴らしい時間でした。わかりやすく面白く説明してくださり、途中で道路に上がれるところで冒険！と草花や虫を見せてくれたりで最後まで楽しく過ごせました。また今度は子供が各々で漕げるようになってから体験したいです！
- ・夫婦で体験しました。穏やかな湖で最高の美しい景色。何か所か滝も見られて、ダム奥まで行くと地形や岩が変わってきて冒険感が増えてワクワクしました。スタッフの方はとても親切でこの湖の伝説やダム建設で沈んだ村の話など、ガイドも楽しかったです。体験中の写真まで沢山撮っていただき、約2時間で5千円とは安過ぎるアクティビティ。

(6) 社会実験の様子



### 3. 実験結果まとめ（評価と課題）

#### （1）評価

- ・懸念されていた、油漏れ等はなく、問題なく運用することができた。
- ・龍姫湖を利用した方の満足度は非常に高いことが分かった。
- ・国内外から集客できるポテンシャルを感じた。
- ・ウェイクサーフィンの水面としても、国内・海外を含めトップクラスの環境であることが利用者の意見から分かった。
- ・ウェイクサーフィンの競技大会としてのコース取りも申し分がないなど、グレンデコンディションの評価も高いことが分かった。
- ・景観が素晴らしく、四季を感じるができる環境であることが認識された。

#### （2）課題

##### ○ハード面・インフラ整備

- ・受付場所が、温井ダムリゾートの駐車場など屋外であり、お客様がわかりにくい。  
(屋内受付場所（温井ダムリゾート、温井スプリングス、艇庫）を確保することで、セットプランの販売も促進でき、幅広いお客様に目が届く。)
- ・進入路に看板がないため、アピール度が低い。(進入路がわかりにくい)
- ・常設のトイレや更衣室等がない。
- ・自家用車以外の移動手段がない。(温井ダムリゾートからのアクセス道を再整備し、同事業者の所有する電動カートや電動自転車で移動できるようになればよい。公共交通機関を利用してこられた方も利用しやすい。)
- ・今後、龍姫湖を日常的に運用できる環境とする場合、現在の艇を運搬できる専用の車両が必要である。

##### ○ソフト面・コンテンツ面

- ・湖面近くでお客様がくつろげるエリアが必要。
- ・冬季での利用も見込みがあり、四季を通じ集客できる可能性があるため、テントサウナや、ストーブ利用等できると利用の幅が広がる。
- ・軽食、キッチンカー等の出店があるとよい。
- ・各団体と協力して、HP や SNS で情報発信できる仕組みの形成が必要。

## 令和5年度事業について（案）

資料2

### 1. 令和5年度の事業について

令和4年度の社会実験を通し、龍姫湖でのアクティビティの運用（SUP、カヤックとウェイクサーフィンの共存等）に問題ないことが実証できた。令和5年度においては、年間を通じた社会実験を実施し、龍姫湖周辺エリアでの更なる事業可能性を調査する。

#### （1）令和5年度社会実験の公募の実施について

スケジュール	内容
令和5年1月末	募集に係る関係書類完成
2月1日（水）～2月15日（水）	募集開始（募集要項公表）
2月15日（水）	募集締切
2月20日（月）～3月3日（金）	龍姫湖利用協議会委員に意見照会 （資料を各委員に郵送します）
3月6日（月）～3月10日（金）	社会実験事業者決定
3月20日（月）頃	河川敷使用届出書もしくは一時占用届出書提出 （町→ダム管理所）
3月27日（月）～3月31日（金）	河川敷使用届出書もしくは一時占用届出書受理 （ダム管理所→町）
4月1日～	令和5年度社会実験スタート

#### （2）わがまちスポーツの推進

令和5年度、安芸太田町の取組としてわがまちスポーツを推進する。「ウォーキング」、「ウォーターアクティビティ」の2つを戦略的に推進し、「ウォーターアクティビティ」では水を活用したスポーツで交流人口、観光消費額の拡大を図ることを目的としている。

##### ① わがまちスポーツとは

それぞれの地域における、目指すまちの姿の実現に向け、スポーツを活用して行う取組の総称であり、広島県スポーツ推進課が担当。

##### ② スポーツ資源を活用した地域活性化のイメージ

- ・地域経済の活性化
- ・地域アイデンティティ・地域ブランドの醸成
- ・健康長寿の達成
- ・地域コミュニティの形成

##### ③ 他市町の事例

福山市・・・エフピコアリーナ福山のエリア一体の賑わい創出

（スケートボードパーク、クライミングウォール等の活用）

府中市・・・ものづくりのまち「府中市」の強みを活かしたまちづくりの推進

（EV&ゼロハンカー大会・ハイブリッドマラソン大会等）

北広島町・・・スポーツをキーワードとしたまちづくり

(女子ソフトテニス、アンプティサッカー等)

三次市、廿日市市・・・女子野球

④ 本町の取組

令和5年度は、情報発信媒体（HP等の作成、プロモーション動画の制作、リーフレット作成等）の整備、案内看板等の環境整備、イベント（デモンストレーション、体験会等）の実施を計画する。

# 龍姫湖周辺エリア 社会実験 募集要項（案）

令和 5 年 2 月

龍姫湖利用協議会

## 目次

1	社会実験の趣旨	1
2	募集内容等	1
3	募集方法	2
3	（1）スケジュール	2
3	（2）応募資格	2
3	（3）応募方法	3
3	（4）質問及び回答方法	3
3	（5）応募書類	3
3	（6）応募書類作成上の留意点	3
3	（7）応募書類の取扱い	3
4	審査について	4
4	（1）審査方法	4
4	（2）審査基準	4
4	（3）審査結果	4
4	（4）募集・選定に関する留意事項	4
4	（5）協議・調整	4
4	（6）社会実験開始予定	5
5	実施報告書・アンケートの提出について	5

### 《各種様式》

- ・応募申請書（様式1号）
- ・暴力団排除に関する誓約書（様式2号）
- ・応募する取組みについての企画提案書（様式3号）

## 1 社会実験の趣旨

安芸太田町は温井ダムについて、観光資源としての重要性を再度位置付けるとともに、湖面利用の更なる推進を図ることによって、インフラへの理解を高め、更なる地域活性化を図ることを目的に「龍姫湖利用協議会」(※1) (以下「協議会」という。) を設立しました。

龍姫湖周辺エリアはこれまでも多くの民間事業者から利用希望の要望をいただいております。今後、龍姫湖周辺エリアを民間に開かれたエリアとすることで、安芸太田町の新たな観光拠点、誘客事業の展開、また、それに伴う収益的な効果創出の一環として、地域活性化を図っていくために社会実験を実施します。

社会実験においては、湖面を活用したアクティビティ、売店やキッチンカー等の営業活動を実施することができます。社会実験の趣旨に賛同いただき、安芸太田町及び龍姫湖周辺エリアの活性化につながる事業者を募集します。

協議会では、今回の社会実験で利用ニーズの把握や営業活動の実態、収支状況等の整理を行い、将来的には「都市・地域再生等利用区域の指定」(※2) を目指します。

※1 龍姫湖利用協議会は、行政、地域関係者で組織しています。

※2 国の河川管理では、平成23年、河川敷地を占有する場合のルール「河川敷地占有許可準則」が改正され、「都市・地域再生等利用区域」に指定されれば、民間事業者等も河川敷地を使用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能になりました。

## 2 募集内容等

①実施エリア	龍姫湖周辺エリア (参考資料1 利用エリア図の通り)
②社会実験募集期間	令和5年2月1日 (水) ~ 2月15日 (水)
③実施期間	令和5年4月1日 (土) ~ 10月31日 (土) 午前8時~午後5時までの間 (活動時間には準備から片付けまで含む)
④募集プログラム	ウォーターアクティビティ及び、飲食サービスの提供や物販等を想定。 【令和4年度】 ウェイクサーフィン、カヤック、SUP を実施。 ※飲食、物販等販売について、エリア①、②は、ウォーターアクティビティの来客対象者に限ります。
⑤使用条件	○社会実験の趣旨に合っていること。また、様式3の応募する取り組みについての計画書に記載のある内容以外の使用は禁止します。 【趣旨】 龍姫湖周辺エリアを利用し、収益的な効果創出を含む、地域活性化に寄与する取組であること。 ○利用条件 1. 温井ダム管理所及び安芸太田町が湖面周辺を利用し事業等を行う場合は、協力及び使用に関する協議に応じること。 2. 設置施設は使用期間満了時及び退去時には現状回復を行うこと。 3. 指示があった場合に、係留物等の撤去対応が速やかに行えること。 4. 周辺環境に配慮し、使用区域内にゴミや汚れがないよう清掃等行うこと。 5. 騒音対策や、漏油等による水質事故対策、塩害、臭いやごみ処分など周辺環境に十分に配慮すること。

	<p>6. 他の利用者の使用の妨げにならないこと。</p> <p>7. 苦情には適切かつ真摯に対応するとともに、その対応内容を龍姫湖利用協議会事務局に報告すること。</p> <p>8. 水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないよう注意喚起するとともに安全指示を適時・的確に行うこと。</p> <p>9. 事業運営にあつては、使用者及び第3者等に損害を与えた場合の賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険加入に加入すること。また、加入保険証書の写しを龍姫湖利用協議会事務局に提出すること。</p> <p>10. 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを龍姫湖利用協議会事務局に提出すること。</p> <p>11. 使用に際しては、上記使用許可証を掲示すること。</p> <p>12. その他、問題等が発生した場合は、龍姫湖利用協議会事務局に報告すること。 上記以外の条件は「(参考資料2) 社会実験運用ルール」に準ずるものとする。</p>
⑥緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、河川管理者（温井ダム管理所）、龍姫湖利用協議会事務局の指示に従い、設置物等は湖面外に退避させ、避難すること。</li> </ul>
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に必要な備品・装置は必要に応じて全て使用者側で準備すること。</li> <li>・湖面周辺には、電源、水道は無い。</li> </ul>

### 3 募集方法

#### (1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項の公表	令和5年2月1日（水）
② 質問書受付	令和5年2月1日（水）～2月8日（水）
③ 質問書回答	令和5年2月10日（金）
④ 応募書類受付締切	令和5年2月15日（水）
⑤ 候補者の決定及び公表、通知	令和5年3月6日（月）以降
⑥ 協議・調整	令和5年3月13日（月）～社会実験開始まで

#### (2) 応募資格

応募者は、本要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、信用を有する者とします。

また、次の①～⑥のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。なお、応募以降、審査終了までに①～⑥の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとします。

① 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者。

ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

※役員等とは、「法人の役員又はその視点若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等している者。

ウ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持営に協力し、又は関与している者。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの者

② 応募書類提出時、税金を滞納している者

③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者

④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者

⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者

⑥ 社会通念上不適当あるいは違法なものを販売する者

### (3) 応募方法

受付期間内（令和5年2月1日（水）～2月15日（水））に応募書類を全て整えて、「龍姫湖利用協議会事務局（安芸太田町役場 産業観光課）」へ持参または郵送してください。（土日祝を除く午前9時～午後5時の間）郵送の場合は2月15日（水）必着でお願いします。

### (4) 質問及び回答方法

募集に関する質問がある場合には、質問書を担当課(3.(3)応募方法参照)までメール(sangyokanko@akiota.jp)、持参または郵送してください。様式は問いません。（質問書受付期間：令和5年2月3日（金）～2月8日（水）。午後5時必着）

回答は、令和5年2月10日（金）の午後5時までにを行います。（質問書に連絡先等を記載してください。）

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとします。

### (5) 応募書類

① 応募申請書（様式1号）

② 暴力団排除に関する誓約書（様式2号）及び資料（役員等一覧表含む）

③ 納税証明書（住所（所在地）を置く市町村が発行した滞納がないことの証明書）

④ 応募する取組についての企画書（様式3号）

なお、任意団体の場合は、構成員が所属する団体について、②及び③を提出してください。

応募書類は、各1部提出してください。

### (6) 応募書類作成上の留意点

日本工業規格 A4 判縦型とし、日本語、日本円並びに日本の標準時及び計量法に定める単位を使用するものとします。

### (7) 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しません。また、提出された応募書類は一切返却しません。

## 4 審査について

### (1) 審査方法

龍姫湖利用協議会において、応募者の中から審査基準に基づき、応募書類の審査（内容に確認の必要がある場合は龍姫湖利用協議会事務局が事前にヒアリング）を行い、社会実験対象団体を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

### (2) 審査基準

以下の項目について、様式3号（応募する取組みについての企画提案書）で確認し、審査します。

#### ① 地域、事業への理解度及び貢献度

- ・安芸太田町への活性化へ寄与できる内容であるか。
- ・事業遂行するための能力及び信用等、事業実施の確実性があるか。

#### ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理

- ・期間満了後、原状回復することが確認できる内容であるか。
- ・ごみや、汚れ、ごみ処分等が確認できる内容であるか。

#### ③ 利用者への配慮、安全性

- ・他の利用者の妨げにならないよう配慮されているか。
- ・第三者被害に対する配慮がされているか。
- ・損害保険や賠償責任保険加入状況が確認できる内容であるか。（コピー添付も可）

#### ④ 緊急時の対応

- ・緊急時に対応が可能な体制であるか。（事故、台風等）

### (3) 審査結果について

① 社会実験対象団体の決定は、応募書類受付後約1か月程度を予定しています。

② 結果は、各応募者に通知します。

③ 審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。

④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合があります。

### (4) 募集・選定に関する留意事項

① 募集書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。

② 応募者が下記3点の事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。

- ・応募書類に虚偽の記載があった場合
- ・応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ・著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設利用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合。

### (5) 協議・調整

運用ルールに準じ募集書類を作成・提出してもらいますが、使用場所や期間等について、協議会が必要と認める場合は事務局と協議・調整を行い、提出前の段階で再設計・内容修正をお願いする場合があります。調整にあたっては、長期間使用し、事業を行う候補者を優先的に取り扱います。

## (6) 社会実験開始予定

社会実験は令和5年4月1日（土）開始で予定しています。

## 5 実施報告書・アンケートの提出について

- ・社会実験実施後は、実施報告書とアンケート（来場者）の提出をお願いします。
- ・アンケート調査票は社会実験実施内容に応じ、事務局よりご相談させていただきます。
- ・実施報告書の中には収支報告書も含むこととしますが、収支報告の内容は協議会会員以外には公開しません。

## 6 問い合わせ先

安芸太田町役場 産業観光課 商工観光係

〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1

TEL : 0826-28-1961

MAIL : sangyokanko@akiota.jp

(宛先) 龍姫湖利用協議会事務局

住所(法人、団体にあつては所在地)

氏名(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

## 応募申請書

龍姫湖周辺エリア社会実験公募要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

### 記

#### 1 事業内容

#### 2 占用施設のエリア

#### 3 設置する施設

管理施設、棧橋、案内板、その他( )

#### 4 使用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (使用日数 日)

#### 5 提出書類(各1部)

- ・暴力団の排除に関する誓約書(様式2号)及び資料(役員等一覧表を含む)
- ・納税証明書(住所(所在地)を置く市町村等が発行した滞納のないことの証明書)
- ・応募する取組みについての企画提案書(様式3号)

#### 6 連絡先

担当者氏名(ふりがな):

電話:

FAX:

E-mail:

## 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 龍姫湖利用協議会事務局 様

住所

氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を龍姫湖利用協議会事務局から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

### 記

1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(注) 1 個人の場合は氏名欄の下に生年月日を記載すること。

(注) 2 法人および団体の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること

以上

## 応募する取組みについての企画提案書

氏名（団体名称）	
企画概要 ①事業内容 ②使用期間 ③希望する場所	
工作物等配置図	
審査基準への配慮 事項	①地域、事業への理解度及び貢献度  ②周辺環境への配慮、公共空間の適正管理  ③利用者への配慮と安全性  ④緊急時の対応 （緊急時（事故、出水、地震、台風等）の対応方針及びその体制）

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

※ 公募要領、運用ルールに準じて記載をしてください。

## 社会実験候補者審査表(案)

候補者

申請者

審査基準	審査項目		事務局評価 (○or×)	委員評価 (○or×)
1 地域、事業への理解度 貢献度	① 地域貢献 a 地域の関係団体との連携 b 地域の活性化に寄与する取組	安芸太田町への活性化へ寄与できる 内容であるか。		
	② 事業計画 a 具体的な事業提案 b 収支計画	事業遂行するための能力及び信用が あるか。 使用エリアを適正に管理できる内容で あるか。		
2 周辺環境への配慮、公 共空間の適正管理	① 環境配慮の対応策 a 具体的な取組	期間満了後、現状回復することが確認 できる内容であるか。		
	② エリアの管理方法 a 設置物等の管理方法	ごみや、汚れ、ごみ処分等が確認でき る内容であるか。		
3 利用者への配慮、安全 性	① 安全管理 a 利用エリアの具体性 b インストラクターの配置計画	他の利用者の妨げにならないよう配慮 されているか。 第三者被害に対する配慮がされてい るか。		
	② 保険関係 a 保険の加入状況	損害保険や賠償責任保険加入状況が 確認できる内容あるか。		
4 緊急時の対応	① 組織体制 a 緊急時の連絡体制 b 職員の資質向上に必要な資格保有者	緊急時に対応が可能な体制であるか。		
合 計				

## 応募する取組みについての企画提案書

氏名（団体名称）	
企画概要 ①事業内容 ②使用期間 ③希望する場所	
工作物等配置図	
審査基準への配慮 事項	①地域、事業への理解度及び貢献度  ②周辺環境への配慮、公共空間の適正管理  ③利用者への配慮と安全性  ④緊急時の対応 （緊急時（事故、出水、地震、台風等）の対応方針及びその体制）

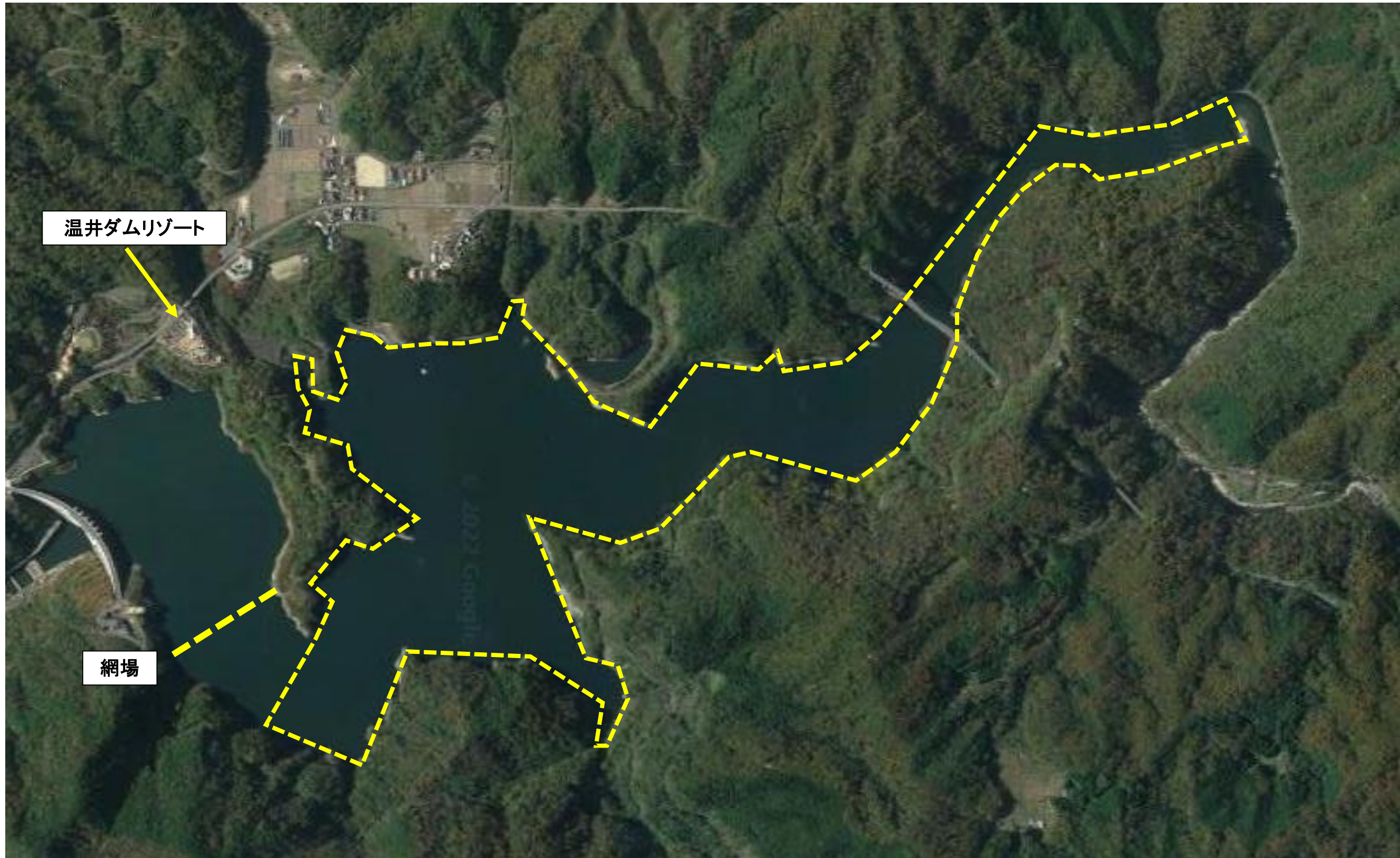
※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

※ 公募要領、運用ルールに準じて記載をしてください。

# 湖面利用エリア

【対象地説明】(黄色点線内)

温井ダム湖(龍姫湖)内でウォーターアクティビティの利用エリア



# 陸上利用エリア

【対象地説明】(黄色点線内)

温井ダム周辺エリアで飲食サービスの提供及び、物販の利用エリア





## 令和 5 年度社会実験運用ルール (案)

**1. 利用形態**

ダム湖周辺の利用形態は、各団体の応募申請書に基づき、原則として次の通りとする。

- 1) 利用にあたっては動力を使用しない船舶（カヌー、SUP 等）のみとする。
- 2) 動力船を使用する場合は、申請書類に事業内容が明確で、下記記載の遵守事項の通りとする。
- 3) 飲食及び物販の販売をする場合は、事務局が事前に承認したものに限る。
- 4) その他、安芸太田町と協議し可能と判断したもの。

**2. 利用期間**

期間：令和 5 年 4 月 1 日（土）～10 月 31 日（火）

時間：8 時～17 時（準備片付け含む）

**3. 利用区域及び進入路**

参考資料 1 の通り。

**4. 動力を使用する船舶利用の際の遵守事項**

動力を使用する船舶（小型エンジン付ボート等）の湖面利用にあたっては、以下の項目を遵守することとする。

- 1) 水上での給油等水質に悪影響を与える可能性のある行為を禁止する。なお、事故処理に関わる費用については河川法第 67 条により、原因者負担とする。
- 2) ガソリン等を使用する船舶については、社会実験対象団体においてオイルフェンスの設置、もしくは、オイルマットの確保を行う。
- 3) 運行速度は 11 ノット（20 km/h）以下とする。
- 4) 動力を使用しない船舶を優先とする。
- 5) 船舶操縦等の安全性を確保するため、船舶免許を必要とする船舶の利用者は、2 級以上の小型船舶操縦免許を所持し、免許証（写）を提出している者に限る。利用の際は、船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写）（機関の諸元が確認できるページのみ）を提出することとする。

**5. 湖面周辺利用の禁止**

洪水時、渇水時を含め、下記の場合は湖面利用を禁止する。ただし、飲食及び物販は 1)、2)、3) を除く。

気象情報等には十分注意するとともに、利用中でも温井ダム管理所職員、安芸太田町職員、委託の巡視員の指示には迅速に対応すること。

- 1) 貯水位が 6/11～10/25 に E L 351.0m、その他の期間で E L 360.0m より高い場合
- 2) 貯水位が 340.0m 以下の場合
- 3) 「広島県北部」または「芸北」に暴風、暴風雪、大雨・洪水、大雪注意報・警報が発令された場合
- 4) 温井ダム管理所が風水害に関する体制を発令し、洪水吐きゲートから放流を行う場合、行う見込みがある場合
- 5) 温井ダム管理所が風水害以外の事象で体制発令中であり、龍姫湖の利用を制限する必要がある場合
- 6) その他、安芸太田町又は温井ダム管理所が状況により利用禁止と判断した場合

## 6. 安全管理等

湖面周辺利用に関して発生した全ての事故、機材損傷等については、利用者の自己責任とする。

また、社会実験対象団体は遵守するとともに、利用者へも遵守するよう指導するため、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 携帯電話等により、緊急時の連絡が可能な体制をとることとする。
- 2) 湖面利用者は、救命胴衣（ライフジャケット）を必ず着用すること。
- 3) インストラクターは救急法などの講習や訓練を受講し、緊急時に対応できるようにしておくこと。  
(受講証明のコピーの提出など)
- 4) 緊急時の連絡体制を確認し、緊急事態が発生した場合、速やかに関係機関へ連絡すること。
- 5) 指定された場所以外への進入の禁止、乗船、下船は行わないこと。
- 6) 酒類の販売は、禁止とする。
- 7) 販売する加工食品は、食品衛生法、計量法等に違反しないよう注意し、小分けしたものなども含む全ての販売物について、定められた食品表示（名称、産地、製造加工所住所、製造加工者名、連絡先、賞味期限、添加物の表示）を必ず明記すること。
- 8) その他、各団体が示した安全管理、維持管理ルールを遵守すること。
- 9) 気象、ダム貯水池の状況、場合によっては町や温井ダム管理署からの指摘に応じながら、資機材の維持管理の徹底を図る。

## 7. 設備・店舗について

- 1) 事業に必要な全ての費用等は、社会実験対象団体の負担とする。
- 2) 法令に定める申請、届出、必要な資格者の配置は、社会実験対象団体の責任と負担で実施すること。
- 3) 飲食をする場合は、社会実験対象団体の責務で出店スペースにゴミ箱を設置すること。また購入者に対してもゴミ箱への廃棄をお願いすること。
- 4) エリア内に、電気設備、排水設備、水道設備はない。発電機等が必要な場合は、社会実験対象団体で用意すること。
- 5) キッチンカーに限り火器の使用を許可し、火器を使用する場合は、消火器を設置すること。

## 8. 事故等の連絡

龍姫湖及びその周辺において各種事故が発生または発見した場合、速やかに関係機関へ連絡すること。

緊急の場合は警察もしくは消防へ直接連絡すること。

## 9. 事故等（不慮・過失・天災による事故等）の責任

ダム湖面利用で発生した事故及び利用時のトラブル等については原則、利用者の自己責任において処理、解決するものとし、法律、条例等に準拠し処理することになる。自然災害等による被災についても同様である。

## 10. 禁止行為及び留意事項

### 1) 動植物の捕獲の禁止

龍姫湖周辺では多くの動植物が生息しており、重要種の生息も確認されており、龍姫湖での魚つりは禁止する他、無断で動植物を捕獲することを禁止する。

### 2) 外来魚の放流等の禁止

外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等）を持ち込んだり、持ち出したり龍姫湖に放流してはならない。また外来魚を捕獲した場合は、再放流せずに、適切に処分しなければならない。

### 3) ゴミの持ち帰り

湖面利用者は、湖面利用に起因するゴミ等は、持ち帰らなければならない。また、利用者に起因しないゴミ等についても持ち帰るように努めることとする。

もし、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合には、警察やダム管理者への通報に協力すること。

### 4) トイレの取り扱い

防災用等の簡易トイレの持ち込みは可能とするが、必ず持ち帰ることを持込の条件とする。万が一、利用区域内に残骸が見つかった場合は、その後の簡易トイレの持込を禁止することとする。

### 5) 迷惑行為の禁止

湖面周辺利用者は、龍姫湖周辺における居住環境や龍姫湖を取り巻く豊かな自然環境の保全に配慮し、下記のような迷惑行為を禁止する。

①龍姫湖からの直接の取水

②利用後の船舶等の船体、エンジンの水洗い、各種保守点検時等の濁水、油漏れ

③無断な樹木の伐採、土砂採取行為

④施設の落書きや故意なる破損、無断な張り紙や看板設置

⑤一時的に管理者が許可する場合を除く火気の使用

⑥喫煙、飲酒

⑦ペット（餌、糞も含め）の放置

⑧地域の行事や水源地域活性化の取組でダム管理者が許可する場合を除く営利を目的とした出店

### 6) 各備品等の管理について

社会実験対象団体で用意した備品等は、各団体の責任において管理すること。また、破損・紛失等の事故が発生した場合に事務局は責任を一切負わない。

## 11. その他

- ・安芸太田町気象情報・・・「安芸太田町防災情報メール」に登録し、気象情報を確認すること。
- ・温井ダム貯水位・・・中国地方整備局 ダム防災情報システムより確認すること。
- ・社会実験実施日時・・・関係機関が情報を共有できるよう、アプリ等を利用し、登録、確認すること。

※アプリ等は社会実験対象団体確定次第、協議、調整することとする。

## 温井ダム入込観光客数

【過去5年間の温井ダムへの入込観光客数】

単位:人

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
H29年	286	338	910	2,378	9,097	2,384	1,944	2,939	1,914	1,888	5,453	495	30,026
H30年	326	367	1,046	3,425	7,675	2,610	1,178	2,780	2,377	3,755	6,447	591	32,577
H31年	477	477	1,289	4,578	11,291	2,995	1,683	2,809	3,121	3,965	10,045	569	43,299
R2年	621	739	1,303	2,862	4,099	1,685	1,515	3,871	2,562	2,323	8,648	665	30,893
R3年	394	902	1,010	1,813	2,960	1,691	1,655	1,638	2,358	2,525	5,814	447	23,207

温井ダム管理所報告書より抜粋